

前橋市印鑑登録及び証明に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(印鑑の登録資格)</p> <p>第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)の規定に基づき本市が備える住民基本台帳に記録されている者とする。ただし、15歳未満の者及び成年被後見人は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(登録印鑑)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 市長は、登録を受けようとする印鑑が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該印鑑を登録しないものとする。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏名、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)若しくは通称(同令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2) 職業、資格その他氏名、旧氏又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(3)～(6) 省略</p> <p>(印鑑登録票)</p> <p>第6条 市長は、印鑑登録票を備え、印鑑の登録の申請を受理したときは、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調整する住民票にあっては、記録。以下この号及び第11条において同じ。))がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称。第13条第2号において同じ。)</p> <p>(4)～(6) 省略</p> <p>2 前項第2号から第6号までに掲げる事項については、磁気ディスクをもって調製することができる。</p> <p>(印鑑登録の抹消)</p> <p>第11条 市長は、印鑑登録者が転出したこと、死亡したこと、氏名、氏(氏に変更があった者にあっては、住民票に記載がされている旧氏を含む。))若しくは名(外国人住民にあっては、通称</p>	<p>(印鑑の登録資格)</p> <p>第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者とする。ただし、15歳未満の者及び成年被後見人は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(登録印鑑)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 市長は、登録を受けようとする印鑑が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該印鑑を登録しないものとする。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏名若しくは通称(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2) 職業、資格その他氏名又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(3)～(6) 省略</p> <p>(印鑑登録票)</p> <p>第6条 市長は、印鑑登録票を備え、印鑑の登録の申請を受理したときは、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 氏名(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称)</p> <p>(4)～(6) 省略</p> <p>2 前項第2号から第6号までに掲げる事項については、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調製することができる。</p> <p>(印鑑登録の抹消)</p> <p>第11条 市長は、印鑑登録者が転出したこと、死亡したこと、氏名、氏若しくは名(外国人住民にあっては、通称を含む。))の変更(登録されている印影の変更を伴うものに限る。))をしたこ</p>

を含む。)の変更(登録されている印影の変更を伴うものに限る。)をしたこと、外国人住民にあっては法第30条の45の表の上欄に掲げる者ではなくなったこと(日本の国籍を取得した場合を除く。)その他その者に係る印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたことを知ったときは、職権で当該印鑑の登録を抹消するものとする。この場合において、転出したこと、死亡したこと又は法第30条の45の表の上欄に掲げる者ではなくなったこと(日本の国籍を取得した場合を除く。)を除く事由による登録の抹消については、印鑑登録者にこのことを通知するものとする。

(印鑑登録の証明)

第13条 印鑑登録証明書は、印鑑登録者に係る印鑑登録票に登録されている印影の写し(印鑑登録票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録したものに係る電子機器からの打出しを含む。)について市長が証明するものとし、併せて次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 省略
- (2) 氏名

- (3) 省略

と、外国人住民にあっては法第30条の45の表の上欄に掲げる者ではなくなったこと(日本の国籍を取得した場合を除く。)その他その者に係る印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたことを知ったときは、職権で当該印鑑の登録を抹消するものとする。この場合において、転出したこと、死亡したこと又は法第30条の45の表の上欄に掲げる者ではなくなったこと(日本の国籍を取得した場合を除く。)を除く事由による登録の抹消については、印鑑登録者にこのことを通知するものとする。

(印鑑登録の証明)

第13条 印鑑登録証明書は、印鑑登録者に係る印鑑登録票に登録されている印影の写し(印鑑登録票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録したものに係る電子機器からの打出しを含む。)について市長が証明するものとし、併せて次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 省略
- (2) 氏名(外国人住民に係る住民票に通称が登録されている場合にあつては、氏名及び通称)
- (3) 省略